

336 複合地区委員会運営内規

1. 336 複合地区各種委員会委員長の招集する諸会合は、この内規によって処理される。

2. 招集

- (1) 複合地区各種委員会の会議は、ガバナー協議会議長の承認を得て、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で招集する。各地区ガバナーにも同文の写しを送る。
- (2) 複合地区委員長が準地区委員長を招集する連絡会議あるいは研修会等の開催は、事前にガバナー協議会の承認を得る。ただし、急を要する場合は、議長の承認を得て招集することができる。
招集に当っては、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で各地区ガバナーに派遣を要請する。
- (3) 各地区ガバナーは、上記いずれの会議にも出席することができる。
- (4) 会議は、原則として複合地区事務局またはその所在地で開催する。他の場所で開催する場合は、事前にガバナー協議会議長の承認を得る。

3. 会議の運営および報告

- (1) 会議は複合地区委員長またはコーディネーターが主宰し、開催後 7 日以内にガバナー協議会議長に議事録をもって報告する。事務局はその議事録を関係者に配布する。
- (2) 議事録に答申あるいは具申等の含まれる場合は、ガバナー協議会はできるだけ早く協議会の意向を取りまとめ、委員長に指示する。

4. 経費

会議費はガバナー協議会が負担するが、交通費・宿泊費は各準地区が負担する。
ただし、ガバナー協議会が委嘱した役員およびガバナー協議会議長が出席を承認した者の交通費は、ガバナー協議会が負担する。

5. その他

- (1) ガバナー協議会が別に運営内規を定めている委員会は、その内規により運営される。
- (2) その他運営上必要な事項が生じた場合の措置は、委員長・コーディネーターよりガバナー協議会に要請する。
- (3) この内規の改正、廃棄はガバナー協議会の議決による。

1990 年 8 月 19 日	制定・施行
2001 年 8 月 4 日	一部改正
2002 年 8 月 3 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2016 年 7 月 30 日	一部改正
2025 年 1 月 24 日	一部改定